

[議案第47号] 令和6年度一般会計補正予算（第4号）

問（住宅管理費）四の岱住宅及び新堀住宅の集約内容並びに対象戸数は。

答 それぞれの住宅団地内において周辺に点在し、利便性に欠ける住宅へ入居されている方について移転集約し、利便性の向上を図るものである。合わせて69戸が対象となっている。

問（住宅管理費）四の岱住宅の現在の入居戸数及び老朽化に対しての修繕予定は。

答 四の岱住宅の現在の入居戸数は36戸である。修繕については移転先住居の維持に必要な修繕を進めるものである。

[議案第51号] 令和6年度一般会計補正予算（第5号）

問（観光施設管理費）JR十和田南駅トイレの開放に当たり修繕の必要性和供用開始予定時期は。

答 現在、施設についてはJRが管理しており必要な修繕も含め、使用可能な状況で受け渡されるものである。また、供用開始時期は6月中を予定している。



6月25日からトイレが供用開始されたJR十和田南駅

「かづの観光物産公社に対する市長発言に関わる事項」の審査結果を報告

1月23日に提出された「かづの観光物産公社に対する鹿角市長の発言についての調査委員会開催に関する請願」について、既存の委員会では対応可能であるとして趣旨採択し、令和6年2月6日の本会議において、当委員会に「かづの観光物産公社に対する市長発言に関わる事項」が付託され、市長の発言の真偽、及び発言の根拠について調査を行ったものです。

委員会では調査に係る委員会を9回開催し、市長に対しての発言の根拠資料の要求を1回、かづの観光物産公社への委員派遣調査を1回、参考人の招致を2回行うなど、慎重に調査を進め、定例会最終日に審査結果を報告しました。

なお、6つの調査項目のうち、1つは民間事業者に関するものであり、委員会の調査権

限を超える可能性があることから調査対象から除外することとしております。残る5つの市長発言に関する項目と調査結果の概要は次のとおりです。

項目1「長期借入金5千万円を借り入れた結果、第28期の貸借対照表で約1億円の赤字となっており、まず」との発言

結論 調査において、発言が正しいとすることができず、またこの発言により不利益を被った市民への影響を考えた時、1億円の赤字という表現は適切ではなかった。

項目2「プラザからは、約1割近い高い仕入れ値ではなかったか」との発言

結論 委員派遣調査において、仕入れにプラザを通す場合と通さない場合で、手数料の違いがあることは確認できたものの、1割高い

という明確な根拠は確認できなかった。市長へ根拠資料を求めた際、公文書不存在との回答がなされたが、参考人として招致した際には、人件費や手数料を合計したものを根拠として説明がされたものであることから、後から付けられた理由と言わざるを得ない。これらについて納得する市長からの説明が得られず、資料も示されなかったことから、この発言の明確な根拠は確認できなかった。

項目3「プラザに入っていない業者が公社に商品を納入することが困難な状況が継続しており、まず」との発言

結論 公社より仕入れ業者の資料の提供をいただいているが、資料を見る限りではプラザに加入していなくても、十分な数の業者との取引引きを確認している。市長へ根拠資料を求めた際には、公文書不存在との回答がなされており、参考人で招